

令和8年度高槻市(障害者総合支援法)障がい福祉サービス事業者等集団指導アンケート報告の集計結果について

令和8年度集団指導(障害者総合支援法)実施後のアンケート報告の集計結果について、概要は次のとおりです。

実施方法

動画配信により実施(動画配信開始通知日:令和8年7月6日)

アンケート報告の概要

対象:高槻市指定障がい福祉サービス事業者等(障害者総合支援法)

対象事業所数:311

※区分を設けず、同一事業所名の事業所を1事業所としてカウントすると、対象事業所数は227事業所

アンケート報告期限:令和8年8月7日

アンケート実施・集計:高槻市福祉指導課 障がい福祉事業チーム

回答数	212	※1人が複数事業所の回答、1事業所で複数名回答をしていることがあるため、回答数と事業所数は一致しない
-----	-----	--

回答	集団指導の理解			
	理解できた	おおむね理解できた	あまり理解できなかった	理解できなかった
回答数	93	119	0	0

質問項目	サービス管理責任者の数							
	1人	2人	3人	4人	10人	0人(サービス管理責任者の配置が必要だができていない)	対象外(サービス管理責任者を配置する事業ではない)	0人(サービス管理責任者の配置が必要だができていない)を選択した3件は、訪問系サービス事業所が誤って入力したものです
回答								
回答数	84	15	1	3	1	3	105	

回答	サービス管理責任者の研修要件				
	サービス管理責任者の更新研修を修了済	サービス管理責任者の実践研修を修了済	サービス管理責任者の更新研修及び実践研修をどちらも修了していないが基礎研修は	サービス管理責任者の研修要件を満たしていない	※「サービス管理責任者の研修要件を満たしていない」を選択した6件は、みなし配置の事業所及び訪問系サービス事業所等が誤って入力したものです
回答数	79	50	4	6	

質問項目	集団指導で参考になった内容
回答(一部)	・障害福祉サービスは制度については、職員全体で最新の情報を共有しながら運営を心がける必要があると感じました。報酬請求や加算、減算に関する説明を通して、制度の変更点を正しく理解し、必要な届出や確認を怠らないことが重要であると理解できました。 ・障がい福祉サービス提供時に係る留意事項についての中で支給決定に関する事項は、整理して説明して頂いたのが良かったと思います。また令和7年度運営指導の指摘事項も細かく説明して頂いたのも、社内でも共有して確認を進めていきたいと思っています。 ・運営指導については実際の事例や具体的な内容をもとにご説明いただき大変参考になりました。日頃の事業所運営を見直す良い機会となり今後の適切な運営に活かしていきたいです。就労選択支援についても制度の概要目的を分かりやすくご説明いただき理解を深めることができました。サポートネットワーク交流会については他事業所との情報交換や連携を深める貴重な機会と考えておりますのでぜひ参加させていただきたいと思います。 ・職員の資格取得等の補助金に関しての内容が参考になりました。職員のスキルアップからの所得増加へつなげる良い政策であると感じるとともに利用にあたって前向きに進めていきたいと考えています。 ・毎年の事ですが、虐待の通告等の義務について、相談支援事業所としては、ご利用者様が安心して生活できるように常に配慮していく必要があると思います。また、事業所と相談支援者との風通しも大切であると日々思います。我々の働き方を考えていくよい機会をありがとうございます。サポートネットワークについては、活動？が具体的にわかりにくいので症例があるとわかりやすいです。 ・移動支援の使い方については、利用者本人のご希望と出来る事に相違があることがあり、利用をあきらめてしまわれる事もありました。改めて、出来る事の内容を確認できてよかったのと、受給者証の見方は参考になりました。 ・虐待防止・業務継続計画・感染症対策委員会の定期的な開催を実施した記録が必要と再認識した。 ・新規採用者に対しての虐待防止・業務継続計画・感染症対策研修の記録も確実な実施と記録管理の重要性を改めて認識した。 ・ホームページにある届け出様式がR8年4月～変更になっているので今後は新様式を活用していく ・サービス提供時の留意事項(支給決定手続きや受給者証の確認、過誤請求のスケジュール等)や、虐待防止・身体拘束の適正化に向けた具体策が大変参考になりました。また、防犯・安全確保の点検項目や就労系サービスにおける在宅支援の要件遵守についての解説も明確で、自事業所の運営体制を見直す良い機会となりました。 ・生産活動拡大支援の補助金が出ることに感動した。就Bの基本報酬の改定や処遇改善加算に関しては勉強が必要。運営指導の指摘事項については参考になった。個別指導についても是非受けたいと思いました。虐待については日々、心掛けて支援を行います。 ・サビ管の更新についての資料は分かりやすかったです。今年度、サビ管の期限が切れるので、更新研修の受講を進めます。 ・自分の所属している所属していた部門の制度以外についても聞くことができ、勉強になりました。同様に、サービス内容など理解できました。特に就労選択事業などについてわかりやすく説明しており、助かりました。また、障がい者虐待についても気をつけて欲しいポイントやアドバイスの的なものも聞けてよかったです。 ・事業を開始して間もないためワムネットの更新など動画を見て初めて知ることがたくさんありました。障がい福祉サポートネットワークへの登録もしてみたいです。

質問項目	他事業所に紹介したい事業所の取組事例
回答 (一部)	・日々の支援状況や利用者の変化、職員が感じた課題等を共有する仕組みを設け、管理者側でも現場の状況を継続的に把握できるよう取り組んでいます。小さな気付きやヒヤリハットについても早い段階で共有し、必要に応じて支援方法や職員間の対応を見直すことで、不適切な支援の予防や支援の質の向上につなげています。 ・今まで利用者ができなかったことを出来るようになって褒めることで徐々に利用者自身が出来ることが増えていったこと。 ・高次脳機能障害等の専門相談に加え、地域移行支援も高次脳機能障がい及びその関連障がいに特化して運営しています。施設等からの退所時に向けた具体的な住まいの提案や家探しを伴走支援するほか、福祉住環境コーディネーター2級の専門知識を活かし、片麻痺等の方への実態に即した住宅改修の申請まで一貫してサポートしています。 ・これまで利用者個々人に対して、自身の考え方のクセを知り、整理するための1つのスキルとして、認知行動療法を取り入れた考え方を個別面談形式でお伝えしてきた。そんな中複数の利用者からの要望があり、集団での認知行動療法プログラムの実施希望があり応じた。そのことにより、多機能の垣根を超えた利用者同士の交流やプログラム理解を深めるようなやりとりも見られ始めた。 ・リハビリ関係の取り組みをしています。WRAPやダイアログを行い「誰でも、どこからでも回復できる」精神障がいに特化した取り組みをしています。 ・利用者様(全員参加)と毎年その翌年の干支の貼り絵(壁一面の大きな物)や紙粘土で作成した置物を作成し高槻市の福祉展に出品している。展示期間中に利用者様と一緒に展示会も見学しに行っています。みんなで1つの作品を作る事で団結力が生まれ日頃からのコミュニケーションにも良い影響がでている。夢中になって集中されてる利用者様も多くやりがいにつながっている。 ・スタッフ間のミーティングを毎日欠かさずするようにしております。それによって情報共有と利用者の方の安全を確保しつつ、更なる支援の展開が望める可能性があるからです。 ・「ほめちぎる就労支援」を軸に、日々の小さな成長や努力、挑戦の過程を積極的に言葉で伝えることを大切にしています。毎日「ほめっせーじ」を送り合い、利用者さんにも成果だけでなく過程や存在そのものを認める声かけを実践しています。その積み重ねにより自己肯定感や挑戦する意欲が高まり、自分自身のことを認めることも出来てきて就職や定着につながる成功事例も増えています。 ・特段言うべきことではありませんが、特に生活介護において、自閉傾向のある方への意思疎通は視覚的支援が有効だと認識しています。例えば、立入禁止場所を伝える際、言葉ではなく地図で伝える、など。

質問項目	自由記載
回答 (一部)	・YouTubeでの動画ですと何度も見返しできるので助かります。 ・動画配信は時間を選ばずじっくり視聴できるのですごく良い。理解不足のところは繰り返し見られるところも非常に良い。また、他のサブメンバーに見せられるのも使い勝手が良い。今後ぜひこの方法での指導を望みます。 ・講義動画に広告動画を入れるのを止めて欲しい。講義の途中で数回入る。巻き戻して再度視聴しようすると広告が入る。 ・前回は記載させて頂きましたが、パソコンの音量を100にしても聴き取りづらいので、できればマイク調整などお願いしたい。 ・このユーチューブの見方ですが、施設と在宅が一緒になっているのを分けてほしい。全部一緒になっていると、自分の事業所にとって必要なところが分かりにくい。 ・障がい福祉サポートネットワークについて この中に医療的ケアについての記載がありました。昨年医療的ケアネットワーク会議を立ち上げました。高槻市内の医療的ケアを実施している事業所の横のつながりが必要だと感じています。登録していただいている事業所は少ないですが、定期的に会議を持っています。実施機関が常に同じ、ヘルパーの顔ぶれも変わらない、今のままでは続けていくことが困難になるのではないかと思います。 ・個別支援計画書の相談支援事業所への交付義務化が強調されましたが、単なる書類送付の事務作業に終始し、真の多職種連携に繋がっていない現状に問題意識を持ちます。サービス事業者から計画を受け取るだけでなく、モニタリングやサービス等利用計画への反映・フィードバックをどのように実効性ある形で行うべきか、双方の業務過多の中で手続きの形骸化が進んでいる点について、制度運用の見直しが必要だと感じます。

※集団指導にご参加いただき、ありがとうございました。適正な運営にお役立っていただきますようお願いいたします。いただきましたご意見、ご感想は、今後の参考にさせていただきます。